

令和7年度版

経営の発展に役立つ支援策

農業経営支援策 活用ガイド

農業生産施設の導入

人と農地の問題

人材の育成・確保



施設発展

安定した農畜産物の生産

資金の確保

花巻市



本ガイドでは、令和6年度補正予算および令和7年度予算で措置した各種支援策を中心に、農業経営に役立つ主な支援策を紹介します。

目次

「人と農地の問題」の解決

01

地域の「人と農地の問題」の解決策の話し合い ～地域計画を策定しました～	P.3
担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散 錯圃状態を解消（連担化）したい	P.4
耕作条件を改善したい	P.6

人材の育成・確保

02

新たに農業を始めたい	P.8
新たな人材を確保したい	P.13
経営力を高めたい	P.14

経営発展に向けた取り組み

03

認定農業者になりたい	P.15
集落営農などの組織化・法人化を進めたい	P.16
法人経営のための研修を受けたい	P.17
グリーン・ツーリズムに参加したい/体験者を受け入れたい	P.18

安定した農畜産物の生産

04

米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.19
野菜を安定的に生産したい	P.21
畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	P.25
地域共同で農地、水路、農道などの地域資源の 保全管理に取り組みたい	P.31
中山間地域での農業生産活動を継続させたい	P.32
環境にやさしい農業に取り組みたい	P.34
野生鳥獣による農産物被害を減らしたい	P.35

農業生産施設の整備・導入

05

農業用機械を導入したい	P.37
ICT技術を導入したい	P.40

資金の確保

06

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借 りたい	P.42
将来の農地や建物・機械などの取得に備えて自 己資金を確保したい	P.43

その他

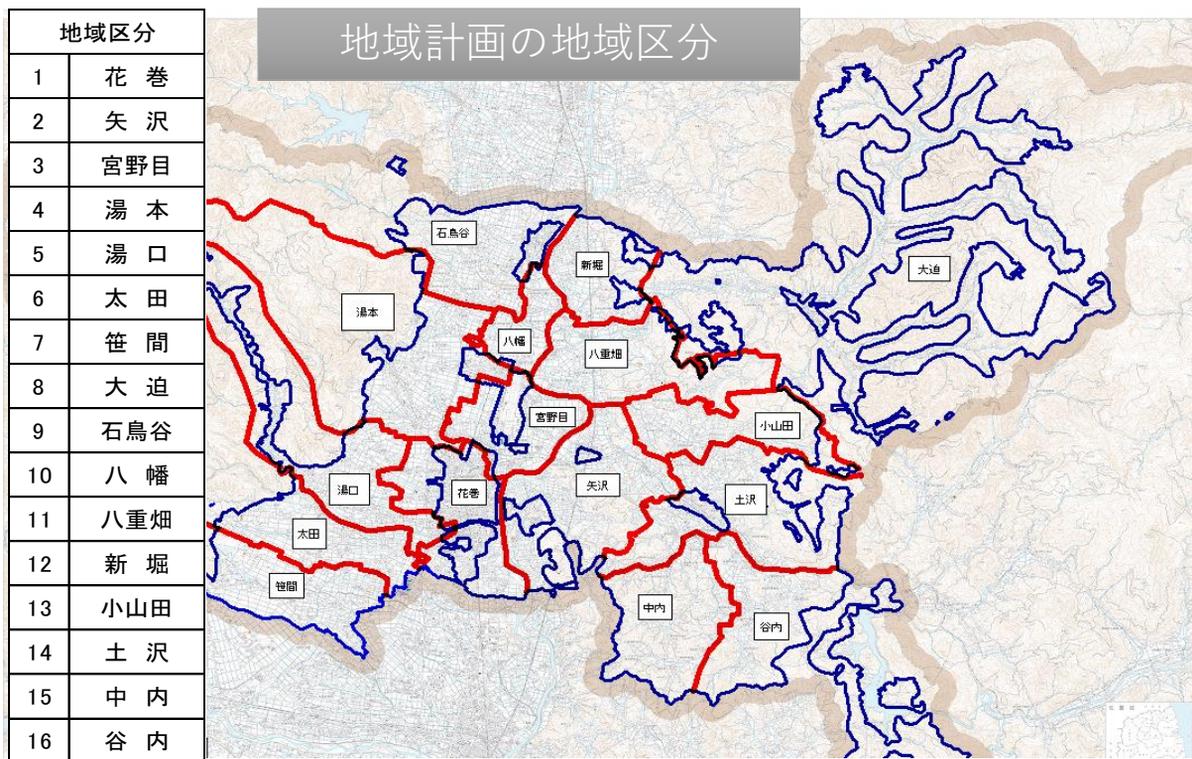
07

伐採した針葉樹を有効活用したい	P.44
産業支援の制度を利用したい	P.45

地域の「人と農地の問題」の解決策の話し合い ～地域計画を策定しました～

【問い合わせ】花巻市農林部地域農業推進室 (☎ 0198-23-1400)

花巻市は、地域の話し合いにより将来に目指すべき農用地利用の姿を明確にした地域計画を令和6年4月に策定しました。今後は、地域の話し合いをもとに地域計画の見直しを行いながら、地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。



- ✓ 花巻市には農家組合（集落）単位で作成した154の“集落営農ビジョン”があります。
- ✓ 地域計画は、農家組合（集落）の話し合いなどをもとに作成された集落営農ビジョンや目標地図をJA支店単位で取りまとめたもので、花巻市では全域をカバーする16の地域計画が策定されています。
- ✓ 地域計画に“農業を担う者”として掲載されることにより、国や県などの各種補助事業等の対象になることができます。

※ 各種補助金等を活用するためには、上記のほかに個別に定められた要件を満たす必要があります。

今後は地域計画の更新や地域課題の解決に向けて、市をはじめとした関係機関が連携して支援していきます。

担い手への農地の集積を進めたり、 農地の分散錯圃状態を解消（連担化）したい

地域の皆さんが話し合っ、地域の農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けた地域などに機構集積協力金が交付されます。

※国の令和7年度の方針により、内容が修正・変更になる可能性があります。内容が確定し次第、修正・追記します

■地域集積協力金・集約化奨励金

①地域集積協力金

地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域に交付されます。

【交付単価】

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	80%～	50～80%	2.8万円/10a
2	—	80%～	3.4万円/10a

【主な交付要件】

- ・農地中間管理機構の活用面積が20%（中山間地域4%）以上であること
- ・交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること
- ・区分1のみ団地面積要件あり（詳細はお問い合わせください）

※交付希望の地域は地域農業推進室へご相談ください。相談がない場合、交付されません

【問い合わせ】花巻市農林部地域農業推進室（☎0198-23-1400）

▶機構の活用率とは・・・

機構への貸付総面積
(機構を通じた農作業受委託含む)

地域内の農地面積

②集約化奨励金

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に交付されます。

【交付単価】

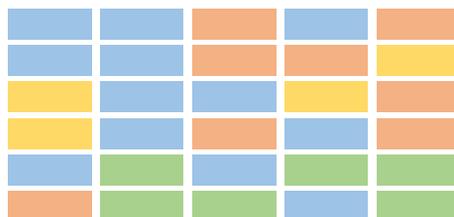
区分	団地面積割合	交付単価
1	10%以上増	1.0万円/10a
2	20%以上増	3.0万円/10a

【主な交付要件】

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加することなど（詳細はお問い合わせください）。

※交付希望の地域は地域農業推進室へご相談ください。相談がない場合、交付されません

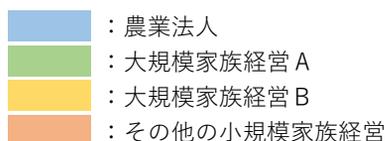
《農地の集約化イメージ》



地域で分散・錯綜した耕作地



交換や借り入れにより担い手ごとに集約した耕作地



①②共通

【申請時期】 2月

【交付時期】 3月

急傾斜地などの農地を借り受けた人向け

■特定地域農地流動化交付金（市単独補助事業）

農地中間管理機構を通じて中山間地域の急傾斜地などの農地を借り受けた農業者等に交付金を交付します。

【交付単価】 2万円/10a

【問い合わせ】 花巻市農林部地域農業推進室（☎0198-23-1400）

耕作条件を改善したい

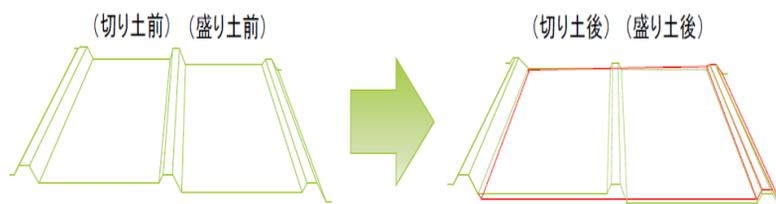
■農地耕作条件改善事業（国）

農地中間管理機構、土地改良区、農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）等が、事業主体となって耕作条件の改善や高収益作物への転換を行う場合に、その事業費の一部を補助します。

①地域内農地集積型

【対象】 整備済み農地の簡易な整備（区画拡大、暗渠排水など）、用水路の更新整備やきめ細やかな基盤整備（農地・農業水利施設の整備など）、スマート農業導入に向けた基盤整備と一体的に行う基地局の設置など、田んぼダムの基盤整備など

〈畦畔除去により田・畑の区画拡大をした場合のイメージ〉



※担い手に一定以上集約化（面的集積）することで、交付金が交付される場合があります。

②高収益作物転換型

【対象】 高収益作物への転換プラン作成や導入など

①②共通

【要件】 ▶農地中間管理機構による農地の集積を行う地域（農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域）▶総事業費200万円以上▶受益者数2者以上

■いきいき農村基盤整備事業（県）

県では、農地耕作条件改善事業の対象とならない小規模な地区において、総事業費200万円未満の場合で、同事業内容のような事業を実施する場合に、その事業費の一部を補助しています。

【申請先】 県現地機関（北上農村整備センター）、土地改良区
※事業実施年度中に申請できます（複数回受付）。農地中間管理機構から国への直接申請も可。簡易な事前相談は市農村林務課でも受け付けます。

■ 農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地の集成・集約化を加速するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を行います。

※事業実施の事前同意聴収はないが、事業実施前に換地についての同意は必要

【採択要件】 区画整理、農用地造成の場合（国実施要領 第4）

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
 - ② 事業対象農地面積が10ha（中山間地域等は5ha）以上であること
- ※事業対象農地を構成する各団地は1ha（中山間地域等は0.5ha）以上の連坦化した農地
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること
 - ④ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化を機構の方針として設定すること
 - ⑤ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること

○ 農地転用防止措置について

農業者負担のない事業ですが、下記の転用防止措置があります

- ① 農用地区域からの除外は農地中間管理権の残存期間が満了している場合に限り可〔管理権設定期間により、最低15年間は除外（転用）できません〕
- ② 期間内に所有者が農地中間管理権を除外した場合等には特別徴収金を徴収

《 農業農村整備事業の実施までの流れ 》

事業実施の準備から完了までおおよそ11～12年程度を要します。

- ① 集落内での合意形成期間（2年程度）
（農業者）事業推進委員会の設立、採択要件を満たす営農・整備構想の検討
（花巻市）県営農業農村整備事業の計画調査への申請
- ▼
- ② 調査計画期間（3～4年程度）
（岩手県）事業実施に必要な農地集成図・地形図や事業計画の作成、国へ申請
- ▼
- ③ 事業実施期間（6年程度）
（岩手県）圃場整備実施及び換地作業

新たに農業を始めたい

【問い合わせ】花巻市農林部農政課 ☎0198-23-1400

■認定新規就農者になりませんか

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、認定を受けた者に対して経営開始資金の交付や、無利子資金の貸付けなどの支援を行う制度です。認定新規就農者になるためには、「青年等就農計画」を作成し市の認定を受ける必要があります。※「青年等就農計画」の有効期間は、認定をした日から5年間（既に農業経営を開始した人については、農業経営を開始した日から5年間）。年齢制限などがあります。詳しくはお問い合わせください

【認定新規就農者が受けられる支援】

経営発展支援事業（8ページ）

経営開始資金（9ページ）

経営所得安定対策（19ページ）

青年等就農資金（無利子）、経営体育成強化資金、農業近代化資金（42ページ）

■認定新規就農者向けの支援

①経営発展への支援

●経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）

新規就農者が、経営発展のために機械・施設などを導入する際に支援します。

【対象】令和6年度以降に農業経営を開始した49歳以下の認定新規就農者

【採択方法】事業を希望する認定新規就農者が取組計画を作成し、取組計画に応じたポイント方式でポイントが高い順に事業が採択。

【補助額】補助対象事業費上限1,000万円（夫婦の場合は1,500万円）

※9ページに掲載する「経営開始資金」を活用し、農業経営開始1～3年目に150万円/年（夫婦の場合は225万円/年）を受ける場合は、補助対象事業費上限が500万円（夫婦の場合は750万円）となります

【補助率】国：2分の1、県：4分の1、本人：4分の1

（1,000万円の場合は、国500万円、県250万円、本人250万円）

※本人負担分は金融機関から融資を受ける必要があります。

②資金面への支援

●経営開始資金（新規就農者育成総合対策）

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道にのるまでを支援します。

【交付金額及び交付期間】

農業経営開始1～3年目 150万円／年

（夫婦の場合は225万円／年）

※前年度の世帯所得が600万円以上になると、交付を休止します

【募集期間】 随時対応

※国や県、市の予算の都合上、相談を受けた年度から資金を交付することができない場合があります

【資金の交付時期（予定）】

上期：9月 下期：3月

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

●就農準備資金（新規就農者育成総合対策）

令和2年度から、岩手県では、就農に必要な生産技術、知識、経営管理能力の習得に向けた、講義や演習、新規就農者の受入経営体での現地実習などを組み合わせた研修を行っています。

この研修を受講された人に限り、就農準備資金の交付対象となります。

【交付金額及び交付期間】

150万円／年 研修期間中の最大2年間

※前年度の世帯所得が600万円以上になると、交付を休止します

【問い合わせ】 中部農業改良普及センター（☎0197-68-4464）



■新規就農者支援事業（認定新規就農者以外の人も対象）

●花巻市新規就農者支援事業

市内在住で新たに新規就農（親元就農を除く）する人を対象として、生産資材費等の初期費用や、農地の賃借料を補助します。

【補助内容】

- ▶農業用機械、資材費等への補助…80万円を上限（1回限り）
- ▶農地の賃借料への補助…5万円（10a当たり10,000円。50aを限度。5年以内の補助）

【募集時期・補助金交付時期】 随時

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

●花巻市農業研修支援事業

研修期間に特化した住居支援と、研修受入れ農家に対しての支援を行います。

【補助内容】

- ▶住居支援…家賃の2分の1以内で月額2万円を上限（2年以内の支援）
- ▶農業研修受入れ補助…研修生を受入れた経営体へ月額5万円（2年以内の補助）

【募集時期・補助金交付時期】 随時

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

●新規就農スタートアップ支援事業

【目的】 新規就農者の営農の早期安定化を図る。

【対象】 認定新規就農者または就農5年以内の認定農業者。

※その他の詳細要件については、お問い合わせください

【補助内容】

- ①税込10万円以上の農業機械・施設（中古ハウスを除く）の取得経費及び修理費の助成
- ②中古ハウスの移設費及び修理費の助成

【助成額】 対象経費の2分の1以内（50万円限度）

【募集時期】 2月、6月

【問い合わせ】 （公社）岩手県農業公社（〒020-0884 盛岡市神明町7-5、☎019-623-9390）

■移住支援

●花巻市移住支援金

東京圏からの移住者に対し、移住支援金を交付します。

【主な要件】

- ▶東京23区内又は東京圏に直近10年間で通算5年以上在住、または東京23区内に通勤・通学していた人
- ▶平成31年4月1日以降に花巻市に転入した人
- ▶過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受け、市内で就農した人
- ▶花巻市空き家バンクの利用登録を行い、市内で就農した人
- ▶花巻市U I J ターン者就業奨励金の交付を受けた人 など

※詳細な要件につきましてはお問い合わせください

【交付額】世帯：100万円、単身：60万円

*令和4年4月1日以降の移住から18歳未満の子1人につき30万円を加算

*令和5年4月1日以降の移住から18歳未満の子1人につき100万円を加算

【申請期限】転入から1年以内

【問い合わせ】花巻市商工観光部商工労政課 (☎0198-41-3536)

●花巻市U I J ターン者就業奨励金

県外からの市内事業所等に就職した移住者に対し、奨励金を交付します。

【主な要件】

- ▶1年以内に6ヵ月以上継続して勤務し、かつ期間の定めのない雇用契約であること。

※新卒者は対象外。詳細な要件につきましてはお問い合わせください

【交付額】25万円（移住支援金を併給する場合10万円）

※申請期限は転入から1年以内

【問い合わせ】花巻市商工観光部商工労政課 (☎0198-41-3536)

●花巻市定住促進住宅取得等補助金

移住者の住宅取得やリフォームを支援します。

【制度拡充】
・パートナーシップ関係の相手方の子を対象に含める改正を行いました

ステップ1 次のいずれかの対象に当てはまる方

県外から転入される 子育て世帯※1の方

市内に新築または、住居を購入した場合 → 上限200万円 + α(子ども2人目以降の場合)

県外から転入される 花巻市空き家バンクを利用する方

購入の場合 → 上限200万円 + α(子ども2人目以降の場合)
賃借の場合 → 上限100万円 + α(子ども2人目以降の場合)

花巻市外から転入される 市内で新たに農業に従事する方※2

市内に新築または、住居を購入した場合 → 上限200万円 + α(子ども2人目以降の場合)

子ども2人目以降の18歳未満の子について、補助上限額を1人につき10万円引き上げます。
※1 18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもと妊娠中の胎児を含む）と同居している方が対象です。
※2 農業を行う予定がある方が対象です。
※3 18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写しの提出が必要です。
※4 花巻市移住支援金の交付を受けている場合は、交付決定金額分を補助金額より除きます。（花巻市移住支援金の詳細については、市役所商工労働課0198-41-3536へお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】 花巻市役所定住推進課
TEL：0198-41-3516 Mail：teiju@city.hanamaki.iwate.jp

ステップ2 次のすべての要件に当てはまる方

市内に移り住んでから2年以内に住宅取得又は空き家バンクを利用して空き家取得もしくは賃借契約し住民登録した方

or

市内に住宅取得又は空き家バンクを利用して空き家取得もしくは賃借契約をした日から2年以内に住民登録した方

定住しようとする方(5年以上)

空き家リフォームに係る支援

中古住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他の設備更新にかかる工事費用を補助します。

ただし、倉庫、車庫その他これに類するものにかかる工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構工事にかかる費用は対象外となります。

■補助率■
① 市内事業者等が改修 → 左記の限度額内で全額を補助
② 市外事業者等が改修 → 左記の限度額内で2分の1を補助

新生活スタートアップに係る支援

新生活のスタートアップに必要な家具・家電の購入費等を補助します。

■補助対象経費■
①住宅の取得手続きの経費・賃借手続きの経費、資金の借り入れ手数料
②転校等により必要となる学校等の指定用品
③引っ越しにかかる経費
④火災保険料・地震保険料（1年分）
⑤家具・家電（税込単価が1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについては認めないものとする。）
⑥固定資産税相当額（1年分）

■補助率■
左記の限度額内で2分の1を補助

空き家リフォームに係る支援・新生活スタートアップに係る支援併せて左記限度額の範囲内での交付となります。

人材の育成・確保

【補助対象経費】

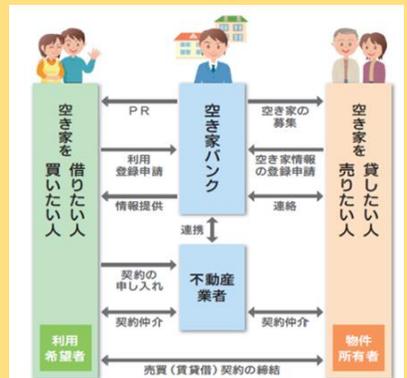
①中古住宅のリフォーム費用（外構工事費用は対象外）②住宅の取得・賃借の手続きの費用、資金の借り入れ手数料③転校等により必要となる学校等の指定用品の購入費④引っ越しにかかる経費⑤火災保険料・地震保険料（1年分）⑥家具・家電の購入費（税込単価1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンは可）⑦固定資産税相当額（1年分）

※①…空き家リフォーム補助金、②～⑦…新生活スタートアップ支援補助金の対象経費

ご利用ください！ 花巻市空き家バンク

花巻市空き家バンクとは、花巻市内の空き家情報を所有者からの申し出によって登録し、インターネットを通じて情報の提供を行うことで、花巻市内の空き家をお探しの方とのマッチングを図る制度です。

※空き家購入に伴い、敷地と一体となっている農地も取得する場合は、別途手続きが必要ですので、花巻市農業委員会（☎24-7911）までご相談ください。



新たな人材を確保したい

■雇用就農に向けた支援（農業法人向け）

●雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成します。

【対象者】雇用元の農業法人等

【給付金額および給付期間】

最大60万円／年（研修生が多様な人材の場合は15万円／年） 最長4年間給付

【その他】▶既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く▶新たに雇用了した者に対する研修計画を定めていること▶過去に事業の支援対象となった雇用就農者の定着率が2分の1以上であること

●新法人設立支援タイプ

農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援します。

【雇用就農者に関する要件】▶原則49歳以下の者であること▶研修開始日時点で正社員としての就業時間が4か月以上であること▶農業就業経験が5年以内 など

【給付金額および給付期間】

最大120万円／年（研修生が多様な人材の場合は最大150万円／年）

最長4年間（ただし3年目以降は最大60万円／年）

●次世代経営者育成タイプ

農業法人等において、その職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修（OJT研修）の取組を支援します。

【給付金額及び給付期間】

最大120万円／年 最短3か月から最長2年間

【雇用就農者に関する要件】▶原則55歳未満の者であること▶派遣元農業法人等の役員並びに正社員の者（代表者は除く）又は家族経営の後継者で、既に就農し経営に参画していること など

【問い合わせ】岩手県農業会議（☎019-626-8545）

経営力を高めたい

■農業経営に関連した研修会

花巻市農業推進協議会では、農業経営に関連した研修会を開催しています。

①愛農土塾

個別経営体を対象として、認定農業者や中心的な農業法人に案内しています。

②集落型経営体研究会

組織経営体を対象として、集落営農組織や農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）などに案内しています。

①②共通

【研修会内容】

▶農地中間管理事業への取り組み▶法人化に向けての取り組み▶各種補助事業に向けての取り組み▶法人の決算および申告に向けての会計経理▶新たな農業政策への対応

※この他に希望する研修内容がある場合は、花巻市農業推進協議会までお問い合わせください

【問い合わせ】花巻市農業推進協議会（☎0198-24-0606）

■いわてアグリフロンティアスクール

経営革新や地域農業の確立に取り組む先進的な農業経営者を育成します。

【対象】県内居住で下記のいずれかに該当する人

①農業経営者、農業後継者、農業従事者等②6次産業化に取り組んでいる人またはそれを支援している人③農村地域活動に携わる人

【応募資格】大学に入学することができる資格を有し、農業または農業に関連する事業の経験を有すること

【定員】：35人

【受講期間】令和7年5月下旬～令和8年2月上旬

【問い合わせ・申し込み】いわてアグリフロンティアスクール運営協議会事務局（岩手大学農学部地域連携推進室内 ☎019-621-6231 FAX019-621-6107 メール atiren@iwate-u.ac.jp）

認定農業者になりたい

■認定農業者とは

市町村から認定を受けた意欲と経営能力のある農業者で、国や市町村からの援助を重点的に受けることができます。認定を受けるためには、5年後を見通して自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくかを見据えて作成した「農業経営改善計画」を市に提出し、審査を受ける必要があります。

※農林水産省共通申請サービスを利用しオンライン申請が可能です。申請アカウント発行には、数週間程度時間を要します

【お問い合わせ】花巻市農林部農政課（☎0198-23-1400）

●認定農業者が受けられる支援

【低利資金の融資】

▶農業近代化資金（42ページ）…施設・機械の取得、土地改良、運転資金に対して花巻市が0.5%を上限として利子補給を行います。

▶農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（42ページ）…農地取得、施設・機械の取得、土地改良、長期運転資金に対して、貸付当初5年間無利子となるよう国が利子補給を行います（上限2%）。ただし、利子補給の対象者は、地域計画における農業を担う者として位置付けられた認定農業者となります。

【税制】

▶農業経営基盤強化準備金制度（43ページ）…経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。さらに、5年以内にこの準備金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取った場合に圧縮記帳が可能です。

【経営所得安定対策】（19ページ）

▶収入減少影響緩和交付金（ナラシ）…対象作物：米、麦、大豆等

※当年産収入額が標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を農業者と国による積立金で補てん。（農業者1：国3）

▶畑作物の直接支払交付金（ゲタ）…対象作物：麦、大豆、そば、なたね等

※当年産の生産面積に基づく数量払（交付単価は品質区分に応じて増減）

集落営農等の組織化・法人化を進めたい

■法人化支援事業

地域の中心となる経営体の育成・確保のため農業経営の法人化等の取組の支援を行います。

●集落営農連携促進等事業（国事業）

集落営農組織の法人化に係る経費に対して、定額25万円を支援します。

※国の令和7年度の方針により、内容が修正・変更になる可能性があります

●担い手農業者等法人化支援事業（市単独事業）

担い手による一戸一法人の設立に対し、1取組当たり定額20万円を補助します。

※国事業との同時交付は行いません

【問い合わせ】

花巻市農業推進協議会事務局（☎0198-24-0606）

花巻市農林部地域農業推進室（☎0198-23-1400）



法人経営のための研修を受けたい

■ 農業経営に関する研修会

花巻市農業推進協議会では、組織経営体を対象に農業経営に関連した研修会を開催しております。

● 集落型経営体研究会

【対象】 組織担い手の集落営農組織、農地所有適格法人（旧名称：農業生産法人）など

【内容】

- ▶ 経営所得安定対策等の制度の変更点
- ▶ 新たな農業技術の紹介および振興作物等の栽培管理
- ▶ 組織の決算および申告に向けての会計経理
- ▶ 法人の経理・税務の取り組み
- ▶ 法人化に向けての取り組み

小さな一歩だけど、
目標は大きく



※例年、市が実施している集落営農経営実態調査の中で希望する研修内容の項目がありますので、記入をお願いします

【問い合わせ】

花巻市農業推進協議会事務局（☎0198-24-0606）

花巻市農林部農政課農業振興係（☎0198-23-1400）



▲研修会の様子

グリーン・ツーリズムに参加したい または体験の受入れをしたい

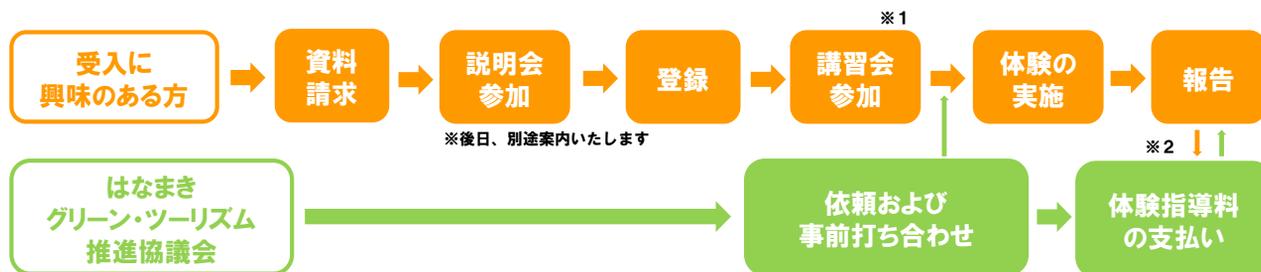
■ グリーンツーリズムを推進します

●グリーンツーリズムとは…「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」のことをいいます。花巻市でもこの活動を取り入れ、農作業や農村生活、また食文化等を通じて、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を推進しています。

【体験メニュー】

- ①農業体験…野菜・果樹・花などの栽培、稲作体験、農作物の収穫など
- ②自然体験…ガーデニング、川釣りなど
- ③食文化体験…こびり・みそ・豆腐・漬物づくり、そば打ち体験など
- ④文化・工芸体験…リース・クラフト作り体験、陶芸体験など
- ⑤生活体験…旅行者が民家に宿泊し、田舎の日常生活を体験する（民泊、ホームステイ、ゲストハウスなど）

《体験受け入れまでの流れ》



- ※1 岩手県が定める指針に基づき、安全・衛生管理に係る講習の受講（年1回以上）などの条件があります。
- ※2 体験受入をすると、体験指導料をお支払いします。（内容により料金に変更となる場合があります）
体験指導料の支払例【教育旅行R7年度基本料金】（宿舍賠償責任保険料250円を差し引いた振込金額です）
1泊2日（3食）…10,000円（「くらし体験」の体験指導料）×生徒の数
日帰り（昼食無し）…3,500円（「くらし体験」の体験指導料）×生徒の数

* 教育旅行などの農業・農村体験において、受け入れ農家の補助をするボランティアスタッフを募集します。

【問い合わせ】 はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会事務局（J Aいわて花巻 企画管理部企画課内 ☎0198-29-4011）
ホームページ <https://www.jahanamaki.or.jp/green/index/>

米・麦・大豆などを安定的に生産したい

【問い合わせ】花巻市農業推進協議会事務局（☎0198-24-0606）、花巻市農林部農政課農業振興係（☎0198-23-1400）

■畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

数量払 生産量と品質に応じて交付

【令和5年産～7年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はしか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	5,070	14,280	16,720	7,710
免税事業者 向け単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	5,290	15,180	17,550	8,130

注1:てん菜の基準糖度は、16.6度

注2:でん粉原料用ばれいしょの基準ででん粉含有率は、19.6%

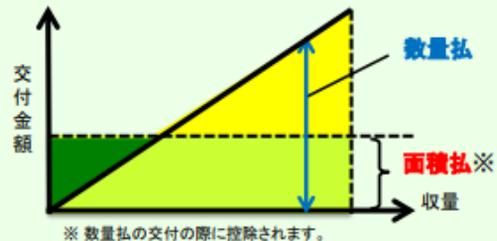
面積払 当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞

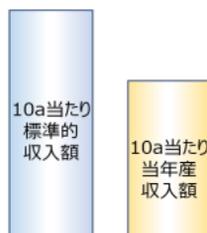


■米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

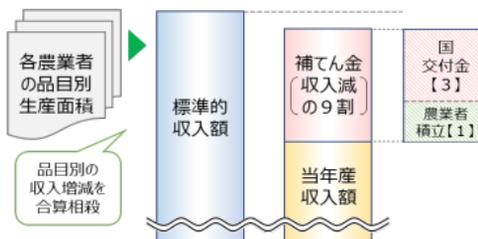
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

地域・品目別の計算



農業者別の計算



※積立金は掛け捨てではありません。

【ゲタ・ナラシ対策の加入申請期限】 令和7年6月30日

■花巻米生産確立支援事業

米産地として気象条件に左右されない生産ができる土づくりを推進し、病害に負けない丈夫で食味の良い米の安定的な生産を図るため、ケイ酸を含む土壌改良資材投入経費の一部を支援します。

* 「銀河のしずく」「ひとめぼれ」の生産には、ケイ酸を含む土壌改良資材を活用しましょう！！

【対象者】花巻市内の認定方針作成者に参画している農業者など

【内容】主食用米及び加工用米を生産する水田に投入する「ケイ酸を含む土壌改良資材」の購入経費に対して、2割（市が1割、認定方針作成者が1割）を支援します。

※ 資材購入経費に対する支援額は、認定方針作成者に出荷した数量から補助対象面積を算定し、10aあたり4,000円を上限。花巻市内の認定方針作成者から購入した資材を支援の対象とします

【補助対象となる資材購入期間】令和7年4月1日～令和8年3月15日

【対象資材】

商品名		ケイ酸分	成分量	施用量（目安）
賢治の教え1号	2.0 kg	2.3%	4.6 kg	6.0 kg～8.0 kg
賢治の教え2号	〃	2.3%	4.6 kg	6.0 kg～8.0 kg
ケイカル（粒）	〃	3.0%	6 kg	10.0 kg～20.0 kg
シリカ未来	〃	2.1%	4.2 kg	6.0 kg～10.0 kg
みつパワー	〃	2.5%	5 kg	8.0 kg
スーパーミネラル（粒）	2.0 kg	4.5%	9 kg	6.0 kg～8.0 kg
ケイテック（粒）	1.5 kg	3.0%～4.0%	4.5 kg～6 kg	4.5 kg～6.0 kg
ハイグリーン（粒）	〃	1.6%	2.4 kg	3.0 kg
シリカ2.1（粒）	2.0 kg	7.3%	14.5 kg	4.0 kg
ソフトシリカ	〃	7.3%	14.5 kg	4.0 kg
ミネアルファ	〃	2.5%	5 kg	6.0 kg～10.0 kg
オーケーゾル	1.5 kg	6.6.7%	1.0 kg	4.0 kg
タキグリーン	2.0 kg	2.4%	4.8 kg	8.0 kg

【問い合わせ】参画している認定方針作成者にお問い合わせください。

野菜等を安定的に生産したい

■水田農業経営安定対策事業

①アスパラガス産地確立事業

●アスパラガスを新たに栽培する人または増反する人を対象に、資材費等にかかる経費の一部を支援します。

【補助内容】▶支柱、種苗、土壌改良資材、肥料、その他の資材、農薬などにかかる経費▶茎枯れ病等の抑制を目的とした雨よけのための被覆資材に係る経費

【面積要件】2a以上

【補助率】購入経費の2分の1以内（市4分の1以内、花巻農協4分の1以内）

②園芸生産拡大支援事業

●野菜・花きを新たに栽培する人または増反する人を対象に、資材費等にかかる経費の一部を支援します。

【対象品目】▶野菜…キュウリ、トマト、ミニトマト、ピーマン、ナス、ネギ▶切花…りんどう、小菊、カンパニュラ、トルコギキョウ、グラジオラス、ヒマワリ

【補助内容】種苗・肥料・諸資材・農薬などにかかる経費

【面積要件】2a以上

【補助額】上限52万円/10a

【補助率】購入経費の2分の1以内（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）

●水田等を活用した土地利用型の加工業務用野菜に取り組む経営体を対象に、育苗にかかる経費の一部を支援します。

【対象品目】秋植えタマネギ（苗）、加工ネギ（種子）、バレイショ（種子）、キャベツ等

【補助率】購入経費の3分の1以内（市6分の1以内、花巻農協6分の1以内）

※加工業務用品目に限る

③果樹産地育成支援事業

●JA果樹部会で指定する高品質品種への新改植に取り組む人を対象に、苗木・支柱な

どの購入にかかる経費の一部を支援します。

【対象品目】 リンゴ、西洋ナシ、ブドウ

【補助率】 購入経費の2分の1以内（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）
※品種についてはJA果樹部会が指定するものに限る

●ブドウ栽培5年以内の新規栽培者や果樹産地構造計画に記載された担い手を対象に、老朽化したブドウ棚・雨よけ施設の補修にかかる購入経費の一部を支援します。

【対象品目】 生食用ブドウ

【補助内容】 更新資材（ハウス骨組支柱・ビニペット・スプリング・雨どい・防風ネット等）

【面積要件】 1a以上

【補助額】 上限25万円/10a

【補助率】 購入経費の2分の1以内（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）

●ブドウ栽培5年以内の新規栽培者や果樹産地構造計画に記載された担い手を対象に、シャインマスカットの高品質栽培に必要な灌水装置の購入経費の一部を支援します。

【対象品目】 シャインマスカット

【補助内容】 灌水装置一式

【面積要件】 1a以上

【補助額】 上限20万円/10a

【補助率】 購入経費の2分の1以内（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）

●蜜蜂を利用したリンゴの結実促進のため、生産者及び共同防除組織を対象に、授粉環境の整備に必要な蜜蜂群のレンタル代にかかる経費の一部を支援します。

【補助率】 導入経費の2分の1以内（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）



④反収向上対策事業

反収向上を目的として行う以下の6項目に対し、経費の2分の1以内の額を支援します。（市4分の1以内・花巻農協4分の1以内）

●野菜・花きを栽培する人を対象に、自動点滴灌水装置の導入にかかる本体、周辺資材、設置費等の導入経費の一部を支援します。

【対象品目】▶野菜…キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス、アスパラガス▶切花…リンドウ、トルコギキョウほか

【補助額】 上限25万円/台

●長期出荷を目的として野菜・花きの栽培をする人を対象に、保温資材（無加温ハウス）、露地トンネル被覆資材の購入経費の一部を支援します。

【対象品目】▶野菜…キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス、アスパラガス▶花き…施設切花（リンドウ、小菊、カンパニュラ、金魚草）

【面積要件】 1a以上

●高温対策を目的として野菜・花きの栽培をする人を対象に、遮熱資材及び塗布材の購入経費の一部を支援します。

【対象品目】▶野菜…キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス、アスパラガス▶花き…施設切花（リンドウ、カンパニュラ、金魚草、トルコギキョウほか）

●高温対策を目的として野菜・花きを栽培する人を対象に、環境制御装置（自動換気装置と外気導入一式）の購入経費の一部を支援します。

【対象品目】▶野菜…キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス▶花き…施設切花（リンドウ、カンパニュラ、トルコギキョウ）

【補助額】 上限30万円/台

※設置費用は対象外

●品質向上を目的としてハウス作型の野菜・花きを栽培する人に対し、防虫ネット資材購入経費の一部を支援します。

【対象品目】 キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス、アスパラガス、施設切花

【面積要件】 2a以上

●水田転作から園芸品目へ新規又は増反で転換する人を対象に、排水対策や土壌改良資材を導入し畑地化するために係る導入経費の一部を支援します。

【補助内容】 土壌改良資材（化学肥料は含まない）、サブソイラーなどの圃場整備委託費

【対象品目】 キュウリ、ピーマン、トマト、ミニトマト、ナス、ネギ、加工野菜

【面積要件】 10a以上

⑤菌床椎茸生産支援事業

●菌床椎茸を栽培する人を対象に、菌床ブロック導入にかかる経費の一部を支援します。

【補助内容】 菌床椎茸ブロック玉代またはオガ種菌の購入経費

【対象品目】 菌床椎茸

【補助額】 上限ブロック1玉当たり30円

⑥環境保全型農業推進対策事業

●農業用廃プラスチックの処理に係る経費の一部を支援します。

⑦基礎雌牛増頭推進事業

●肉用繁殖牛および乳用牛の地域内導入や自家保留に係る経費

【補助額】 1頭あたり7万円以内（市 2分の1以内・花巻農協 2分の1以内）

⑧花巻産牛銘柄確立対策事業

●花巻市産の肥育用素牛の導入ならびに自家保留にかかる経費

【補助額】 1頭あたり4万円以内（市 2分の1以内・花巻農協 2分の1以内）

共通

【問い合わせ】 ▶①~⑥…花巻農業協同組合営農部営農企画課（☎0198-23-0985）▶⑦・⑧…花巻農業協同組合営農部畜産センター（☎0198-23-3672）

畜産・酪農経営に安定して取り組みたい

■花巻産牛銘柄確立緊急対策事業

消費需要の減少により枝肉価格が低迷し、肉用牛肥育農家の経営悪化が懸念されていることから、意欲ある肉用牛肥育農家の肥育素牛導入を支援し、肉用牛生産基盤の維持・強化を図ります。

【事業内容】

花巻市内で生産された黒毛和種の子牛を肥育素牛として、自家保留または県内市場から導入し、市内の農場で肥育後出荷する場合に支援します。

【支援額】 1頭当たり11,000円以内（1経営当たり導入頭数上限20頭）

【事業実施主体】 市内で肉用牛を肥育する肥育事業者および肥育事業者と事務委託契約を締結している花巻農業協同組合。

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■高齢者等肉用牛飼育型事業

肉用繁殖牛の増頭と高齢者の福祉向上を図るため、繁殖用雌牛を貸付します。

【対象者】 市内に住所を有する60歳以上の人で、肉用牛の飼養経験があり、適切な飼養管理ができる人

※関係法令により、大迫・東和地域については、60歳未満の人でも申込み可能（1経営当たり2頭）

【貸付対象雌牛および貸付期間】 ▶育成牛（生後4か月月齢以上18か月齢未満）…5年▶成牛（生後18か月齢以上4歳未満）…3年

【上限単価】 836,000円/頭（消費税・市場手数料込み）

※貸付期間内に貸付牛の購入価格相当額を市に納付すると、貸付牛は飼養者に譲渡されます

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■市営牧野の活用で、低コスト化を図りましょう

●放牧のメリット

【経営面】

- ・ 預託期間中の労働時間が軽減されます。
- ・ 牧野を活用することで規模拡大が可能です。
- ・ 土地不足、労力不足を補えます。
- ・ 預託期間中の家畜ふん尿処理量が軽減されます。
- ・ 預託期間中のえさ、敷ワラが不要になります。



【育成面】

- ・ 繁殖牛の繁殖成績の向上や、繁殖障害の治療効果が期待できます。
- ・ 第一胃の発達で食い込みが良くなります。
- ・ 骨格、内臓が発達し、生産性（繁殖効率・産乳性）の向上が期待できます。
- ・ 栄養豊富な青草を食べるので発育成績が良好です。

●大迫宇瀬水牧野

【放牧期間】 5月1日～10月31日（多少前後する場合があります）

【放牧料金】 1日1頭につき

	6ヶ月未満	6ヶ月以上 12ヶ月未満	12ヶ月以上 18ヶ月未満	18ヶ月以上	市外については2割増し
乳用牛	80円	160円	240円	290円	
肉用牛	70円	140円	230円	280円	
馬	60円	120円	180円	250円	
その他	50円	50円	80円	80円	

【問い合わせ】 花巻市大迫総合支所地域振興課産業係 (☎0198-41-3122)

●東和五輪牧野

【放牧期間】 5月1日～10月30日（多少前後する場合があります）

【放牧料金】 1日1頭につき

	6ヶ月未満	6ヶ月以上 18ヶ月未満	18ヶ月以上	6ヶ月以上 12ヶ月未満	12ヶ月以上
乳用牛	140円	220円	285円		
肉用牛	140円	210円	265円		
その他				58円	80円

【問い合わせ】 花巻市東和総合支所地域振興課産業係 (☎0198-41-6512)

■ 経営安定対策事業

肉豚、ブロイラー、肥育牛の経営安定対策事業に拠出する負担金の一部を助成します。

● 経営安定対策事業とは

肉豚、肥育牛については、粗収益が生産コストを下回った場合、差額の9割を補てんします。

ブロイラーについては、指標価格が保証基準価格を下回った場合に、差額の9割以内を補てんします。

● 経営安定対策事業のメリット

畜産物価格の変動によらず一定の収入が保障されるため、畜産経営に安心して取り組むことができます。

事業名	事業の対象	補助率
○肉豚経営安定 交付金制度 	農畜産業振興機構の 「肉豚経営安定交付金制度（豚マル キン）」 に、当該年度中に拠出する生産者積 立金に対して予算の範囲内で助成す る	生産者積立金の8分の2 （花巻市・岩手県各8分の 1） ※花巻農協に事務委託する場 合、農協よりさらに8分の2
○ブロイラー価格 安定対策事業 	岩手県農畜産物価格安定基金協会の 「ブロイラー価格安定対策事業」 に、当該年度中に拠出する生産者積 立金に対して予算の範囲内で助成す る	生産者積立金の8分の5 （花巻市8分の0.5、 岩手県8分の1、 岩手県チキン組合8分の 3.5）
○肉用牛肥育経営 安定交付金制度 	農畜産業振興機構の 「肉用牛肥育経営安定交付金制度 （牛マルキン）」 に、当該年度中に拠出する生産者積 立金に対して予算の範囲内で助成す る。	生産者積立金の8分の1 （花巻市8分の1） ※花巻農協に事務委託する場 合、農協よりさらに8分の1

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■家畜防疫対策事業

牛の呼吸器病及び牛ウイルス性下痢・粘膜症のまん延を予防し、家畜の健康保持と畜産農家の経済的損失を防止するため、牛6種混合ワクチンを接種する費用について補助します。

【対象】

牛6種混合ワクチン接種費用

【対象事業実施主体】

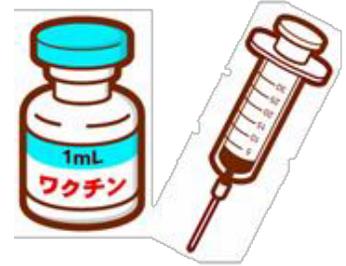
市内の畜産経営体または生産者団体

【補助率】

1頭あたり200円

※市の補助のほか、花巻農協組合員については花巻農協より200円の補助があります

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）



■優良乳牛確保対策事業

優良な乳用後継牛の効率的な確保により酪農家の生産基盤体制の強化を図るため、雌雄性判別精液を利用する費用について補助します。

【対象】

乳用牛へ雌雄性判別精液を利用する場合に要する経費

【対象事業実施主体】

市内の酪農家

【補助率】

1頭当たり3,000円

※1頭当たり2本まで

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■ 畜産基盤強化対策事業

畜産の生産基盤を強化し、生産性や作業効率の向上を図るため、飼養管理施設の整備、機械の導入などに要する経費に対して補助します。

【対象事業実施主体】 畜産農家または営農集団

事業種類	対象	補助率
施設整備	畜舎及び付帯設備等の新築、増築及び改築	1/5（上限200,000円）
低コスト生産管理用機械整備	生産性が向上する機械の導入 ※上記のうち粗飼料生産専用機械の導入	1/5（上限200,000円） ※1/3（上限500,000円）
電気牧柵整備	家畜を放牧するための電気牧柵の設置	1/2（上限70,000円）
ほ場排水改善整備	ほ場の排水性改善に資する、土層改良の作業委託	1/2（上限25,000円）
畜産関連ICT機器整備	飼養管理の高度化に資する畜産用ICT機器の導入	1/5（上限80,000円）
草地更新整備	自己の管理する草地を更新する際の種子の購入	1/2（上限40,000円）
耕畜連携用機械整備	耕種農家が稲わら及びもみ殻を利用した耕畜連携に取り組み際の収集機、調整機等の導入	1/3（上限500,000円）

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産クラスター事業）

【対象事業実施主体】 クラスター計画に位置付けられた中心的経営体〔3年以内に法人化することが見込まれる畜産経営体（施設整備）、畜産を営む者（機械導入）、法人、営農団体など〕

事業種類	経費	補助率
施設整備事業	地域の畜産の収益性の向上に資する施設整備に要する経費	1/2以内の額
機械導入事業	生産コストの低減等に資する、リース方式や購入方式による機械装置の導入に要する経費	1/2以内の額

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係（☎0198-23-1400）

■ 飼料購入緊急支援事業

飼料価格の高騰により畜産農家の経営悪化が懸念されていることから、輸入乾牧草、国産乾牧草、配合飼料を購入した経費の一部を助成します。

【対象】

花巻市内において家畜を飼養する農家、法人等(畜産により生計を立てている者)
※愛玩目的により飼養している家畜は除く。助成の対象は花巻市内で飼養している家畜に給与するために購入した飼料に限ります

【対象経費】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに花巻市内で飼養する家畜に対して給与するため購入した輸入乾牧草・国産乾牧草及び配合飼料

※稲わら、単味飼料や配合飼料の原料、栄養剤・添加剤等は除く

【助成割合】

輸入乾牧草…1トンあたり 4,000円

国産乾牧草…1トンあたり 5,000円

配合飼料 …1トンあたり 1,000円

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係 (☎0198-23-1400)

■ 酪農経営安定緊急事業

飼料価格等の高騰や乳用子牛等の市場価格の下落等に伴う酪農経営体への影響を緩和するため、市内の酪農経営体が飼養する乳用牛が出産した乳用子牛等を初生牛市場に出荷するまでの期間に要した経費の一部を助成します。

① 乳用子牛等出荷緊急支援事業

【対象】 飼養する乳用牛が出産した乳用子牛等を初生牛市場へ出荷した市内の酪農経営体

【助成内容】

市内の酪農経営体が飼養する乳用牛が出産した乳用子牛等を、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に開催された初生牛市場に出荷した場合、1頭当たり11,300円を助成(1頭に付き1回限り)。

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課畜産振興係 (☎0198-23-1400)

地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の 保安全管理等に取り組みたい

■多面的機能支払制度

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動に支援します。（6月申請、7～11月交付予定）

●農地維持支払

【対象者】 農業者または農業者および、その他の者（地域住民、団体など）で構成する活動組織

【対象活動】 ▶農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動▶農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 など

●資源向上支払

【対象者】 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】 ▶地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開など）▶施設の長寿命化のための活動

【単価】（単価：円／10a）

	①農地維持支払	②資源向上支払※1 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	③資源向上支払※2・3 （施設の長寿命化のための活動）
田	3,000	2,400	4,400
畑※4	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

〔農地・水保安全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②は、①と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の活動に取り組む地域は、③が加算され②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：加算措置として、更なる増進支援や組織の体制強化への支援などがある

【問い合わせ】 花巻市農林部農村林務課農村整備係（☎0198-23-1400）

中山間地域等での農業活動を継続させたい

■中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援します。（6月申請、10月交付予定）

※中山間地域等直接支払制度は平成12年度に始まり、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な制度として実施。現在第6期対策（令和7～11年度）が実施されています。

【対象地域】 地域振興9法等指定地域及び知事が定める特認地域

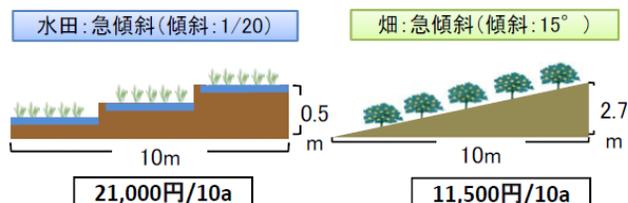
※花巻市においては、湯口地区、太田地区、笹間地区、矢沢地区、石鳥谷町石鳥谷地区、石鳥谷町八重畑地区、石鳥谷町新堀地区、大迫町全域、東和町全域

【対象者】 集落協定または個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者など

【対象活動】 集落で話し合いの上、活動内容（＝共同取組活動）を取り決め、集落協定を締結して、締結した集落協定の内容に基づいて、5年間以上農業生産活動を継続するもの。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	緩傾斜(8度～)	3,500



【加算措置】

農業生産活動等および多面的機能を増進する活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取り組みを行う場合には、諸定額が加算されます。

- ①棚田地域振興活動加算 単価：10,000円/10a（田1/20以上、畑15度以上）
14,000円/10a（田1/10以上、畑20度以上）

認定棚田地域振興活動計画に基づき棚田地域の振興を図る取り組みに加算。

- ②超急傾斜農地保全管理加算（単価：6,000円/10a）

超急傾斜農地（田：1/10以上、畑：20度以上）の保全等の取組に加算

③ネットワーク化加算（地目にかかわらず、上限100万円/年）

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合などを行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続の活動に加算。

【単価】 ▶ 5 ha 未 満 …10,000 円 /10a ▶ 5 ～ 10ha…4,000/10a ▶ 10 ～ 40ha…1,000/10a

※40ha以上の実施の場合は、上限100万円を交付

④集落機能強化加算（単価：3,000円/10a）

※経過措置(第5期対策で取組集落のみ)

人材確保や営農以外の集落機能を強化する取組に加算。

⑤スマート農業加算(地目にかかわらず、上限200万円/年)(単価：5,000円/10a)

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組に加算。

●多面的機能支払制度との関係

中山間地域等直接支払制度に取組む集落が、多面的機能支払制度にも取組む場合には、農地法面等の草刈り・水路の泥上げ等の基礎的保全活動などを多面的機能支払から優先的に支出することや、多面的機能を増進する活動を重複させないことなど、活動内容の調整が必要です。

【問い合わせ】 花巻市農林部農村林務課農村整備係（☎0198-23-1400）

■最適土地利用総合対策

最適土地利用総合対策では、地域の重要な資源である農地などを有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地やその恐れのある農地の有効活用や低コストによる維持に意欲的に取り組む活動を後押しします。

【対象区域】 農振農用地または農振農用地と一体的に整備する必要がある農地

【交付上限】

ソフト：定額

- ・ 上限1,000万円/地区/年（体制整備など）
- ・ 上限10,000円/10 a など（粗放的利用支援）
- ・ 上限250万円/地区/年（農用地保全等推進員）

ハード：5.5/10など（上限2,000万円/年）

【実施期間】 最大5年間（2年以上5年以下）

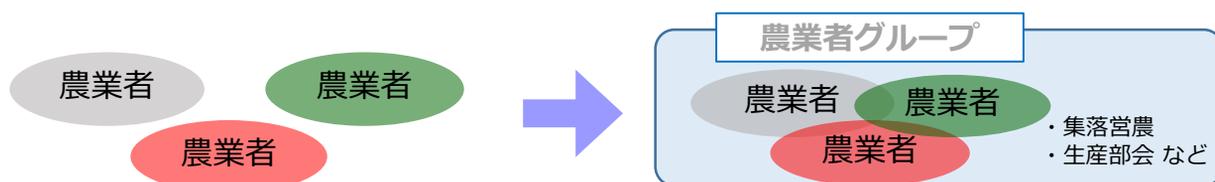
【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

環境にやさしい農業に取り組みたい

■環境保全型農業直接支払制度

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。（6月申請、3月交付）

【対象者】多面的機能発揮促進法に基づき、農業者グループでの申請が基本



【支援の内容】化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、以下の対象取組に対して支援を行います。

【令和7年度予算概算決定内容】

	対象取組	支援単価 (国と地方の合計)
全国共通取組	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	14,000円/10a (3,000円/10a)
	堆肥の施用 * 「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」	3,600円/10a
	緑肥の施用 *	5,000円/10a
	総合防除 * (うちそば等雑穀)	4,000円/10a (2,000円/10a)
	炭の投入	5,000円/10a
地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組		都道府県が設定

* 水稻を作付けする場合、長期中干し、前年度の秋耕、前年度の湛水不実施のうちいずれか一つを「メタン対策」として実施する必要があります。

同一農地で複数の対象取組を行った場合、支援の対象は1つの取組分となります。重複して支援を受けることはできません。

予算の範囲内で交付金を交付するものであり、申請額が予算額を上回った場合は、交付金が減額されることがあります。

【問い合わせ】花巻市農林部農政課農業振興係 (☎0198-23-1400)

野生鳥獣による農産物被害を減らしたい

■電気柵設置

【対象者】

市内の土地または、市内に住所を有するものが所有する市に隣接する市外の土地において、有害獣被害を予防・軽減しようとする人または団体

【対象経費】

電気柵の設置に要する経費

【補助率】

▶個人申請… 3分の2以内

▶団体申請… 4分の3以内

※団体…農地が隣接する3者以上の集まり（農業者1人以上を含むこと）

【問い合わせ】 花巻市農林部農村林務課林務係（☎0198-23-1400）

■放任果樹伐採

【対象者】

市内の土地において、有害獣被害を予防・軽減しようとする人または団体

【対象経費】

カキ・クリ（地際付近の幹直径が概ね9cm以上のもの）の伐採に要する経費

【補助率】

▶土地の所有者が伐採…2,000円/本

▶伐採を委託… 2分の1以内（上限150,000円/本）

【問い合わせ】 花巻市農林部農村林務課林務係（☎0198-23-1400）

必ず電気柵の設置前、果樹の伐採前にご相談ください

■ハクビシン等小動物用ワナの貸し出し

ハクビシンなどの小動物は、狩猟免許等をお持ちでなくても箱ワナによる捕獲が許可される場合があります。

市では、箱ワナによる捕獲を希望する方に、無料で箱ワナの貸し出しを行っておりますのでご相談ください。

【問い合わせ】 花巻市農林部農村林務課林務係 (☎0198-23-1400)



《注意》

ハクビシンに限らず野生鳥獣を捕獲する場合には捕獲許可を得る必要があります。(狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合を除く)



ツキノワグマは、冬眠するための餌を求めて、秋に活動が活発化します。

収穫できずに放置されているカキやクリが市街地にあると、それらを食べるにツキノワグマが近づく可能性があります。

市が伐採費用を補助していますので、この機会に不要なカキ・クリの木を切りませんか。

農業用機械等を新たに導入したい

■強い農業づくり総合支援交付金事業（国事業）

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設等の整備を支援します。

●産地基幹施設等支援タイプ

地域において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体などによる産地の基幹施設の導入を支援します。

【助成対象】 農業用の産地基幹施設（集出荷施設等）

【補助率】 2分の1以内

【上限額】 20億円

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

■農地利用効率化等支援交付金

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【対象者】 地域計画の農業を担う者であり、目標地図に位置付けられた経営体、または位置付けられる見込みのある経営体

【補助率】 補助対象事業費の10分の3以内

【補助上限額】 300万円

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

* 農用地区域内に農業用施設を建設する際には、農用地区域の用途変更や農地転用を必要とする場合があります。

■地域農業計画実施支援事業（県事業）

地域計画等の実現のため、地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設等の整備を支援します。

●担い手育成型

地域計画等の実現に向けた取組に必要な機械・施設等の導入を支援します。

▶園芸等、畜産

【対象者】 農業を担う者である法人、農業を担う者等で組織する団体、農協の生産部会 など

【補助率】 2分の1（県3分の1、市6分の1）

※上限2千万円（牛舎は5千万円）

▶土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）

【対象者】 農業を担う者である集落営農組織（法人は除く）

【補助率】 10分の3（県10分の2、市町村10分の1）

※上限1,000万円

●地域資源活用型

自らが生産又は採取した農畜産物を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組む場合に必要な機械・施設等の導入を支援

【対象品目等】 流通・加工処理機械施設整備

【対象者】 農業を担う者である法人、農業を担う者等で組織する団体

【補助率】 2分の1（県3分の1、市町村6分の1）

※上限2,000万円

●リーディング経営体育成型

リーディング経営体の目標達成に必要な機械・施設等の導入を支援

【対象品目等】 担い手育成型、地域資源活用型と同等

【対象者】 次の①～③を全て満たす人

①農業を担う者、②認定農業者、③経営発展計画を作成し、リーディング経営体の目標に取り組む者

【補助率】 2分の1（県3分の1、市町村6分の1）

※上限1,500万円

【問い合わせ】 花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

■花巻市中山間地域農業継続支援事業（市事業）

市内の中山間地域内農地において認定農業者等が、今後も農業を継続していくために必要な農業機械や施設等の導入を支援します。

【対象者】 次の①～③を全て満たす人

①耕作権を有する農地のうち「中山間地域内農地」の面積が5割以上である者または50a以上である者（※「中山間地域内農地」：中山間地域等直接支払交付金の交付対象としている農地）②認定農業者または農業を担う者③個人経営体である者

【補助対象経費】 農業用機械、施設及び資材等の導入に要する経費

▶農業用機械…トラクター、田植機、コンバイン、草刈機械、動力噴霧器、管理機、運搬車など

▶農業用施設…果樹棚、園芸ハウスなど

【補助率】 補助対象経費の10分の3以内

※上限100万円

【募集時期・補助金交付時期】 随時

※農用地区域内に農業用施設を建設する際には、農用地区域の用途変更や農地転用を必要とする場合があります

【問い合わせ】

花巻市農林部農政課農政係（☎0198-23-1400）

ICT技術を新たに導入したい

ICT技術等を活用したスマート農業の推進に向けた取り組みについて支援を行っています。

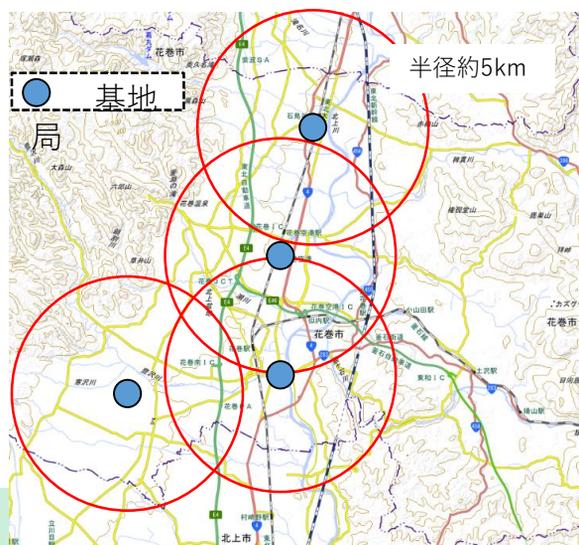
【問い合わせ】 花巻市農林部地域農業推進室（☎0198-23-1400）

■RTK-GPS地上基地局の設置

【基地局の概要】

花巻市内の北上川沿いの全平場地域を受信対象に基地局を4基設置。高精度（誤差2～3cm）の位置測位情報を無償で利用できます。

※利用には申請の上、使用機器へID・パスワードの入力が必要です。希望する場合は上記問い合わせ先までご連絡ください



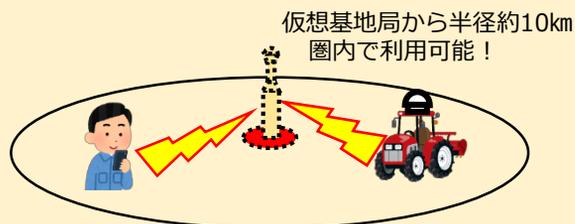
※RTKとは…

地上に設置した基地局から発信する補正信号を受信して、GPS測位の精度を向上させるシステムです。

■V-ネックス仮想基地局（JA全農いわて）

全農いわてでは、県内各所にRTKの一種であるVネックス仮想基地局を設置しており、市内にも3か所設置されています（場所は下記参照）。精度は上記の

市設置基地局と同様です。こちらの利用料は有料となりますが、構造物の影でも通信が安定していたり、安価な自動操舵システムを動かしたりするなど特有のメリットがあります。利用料は、市の補助事業の対象にもなります。詳細は上記までお問い合わせください。



設置位置目安：湯口振興センター、八幡振興センター、東和中学校

■スマート農業導入に向けた支援

ICT技術を活用したスマート農業の推進に向けて取り組みに支援しています。

補助内容	補助対象者	補助率等
<p>① 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載のある技術を用いているスマート農業機器等の本体及び運用に必要な付属品一式（ソフトウェア、情報通信機器その他の農業経営以外への汎用性が高いものを除く。）の導入経費（自動操舵システム一式が内蔵されている農業用機械本体を購入する場合には、その本体価格と標準型車両本体価格との差額とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 集落営農組織 ・ 地域計画の農業を担う者 ・ 認定農業者等で組織する団体 	<p>補助率：3/10 上 限：100万円 （既に本補助金を受けた機器と同様の機器の導入に要する経費を除く。）</p>
<p>② RTK-GPS基地局（ネットワーク型RTKを含む）及び付属品一式（ソフトウェア、情報通信機器その他の農業経営以外への汎用性が高いものを除く。）の導入経費</p>		<p>補助率：1/2 （1経営体につき累計3人まで）</p>
<p>③ 農業用ドローンの教習費用</p>		<p>補助率：1/2 （1経営体につき累計3人まで）</p>

*事業の活用を検討される場合は、機器の購入、教習の受講前に事前に農政課までご相談ください（補助金の交付には事前の相談が必要です）。

*予算に限りがありますので交付を希望される場合は、お早めにご相談ください。



農業用機械・施設の整備などに必要な 資金を借りたい

認定農業者などが農業経営の改善などを行う場合に、制度資金が利用できます。
【問い合わせ】 日本政策金融公庫盛岡支店 農林水産事業担当 (☎019-653-5121)

資金の確保

	資金	貸付対象者	貸付金利	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者 （注1・2）	0.55～ 1.00% （注2）	25年以内 （据置10年以内）	個人 3億円（特認 6億円） 法人 10億円 （特認30億円）
	経営体育成強化資金	主業農業者 （注3）	1.00%	25年以内 （据置3年以内）	個人 1.5億円 法人5億円
	農業改良資金 （注4）	個別法に基づく農業改良資金通法の特例適用者（注5）	無利子	12年以内 （据え置き最大5年以内）	個人 5,000万円 法人 1.5億円
農協等	農業近代化資金	認定農業者 （注1・2）	0.55～ 0.85%	15年以内 （据置7年以内）	個人 1,800万円 法人 2億円
		認定新規就農者	1.00%	17年以内 （据置5年以内）	
		主業農業者 （注3）		15年以内 （据置3年以内）	
	農業経営改善促進資金（スーパーS）	認定農業者 （注1）	1.50%	1年以内	個人500万円 法人2,000万円

- （注1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- （注2）「実質化された人・農地プランの中心経営体」に位置付けられている認定農業者については、貸付当初5年間は無利子になるよう国が利子助成を行います（上限2%）。
- （注3）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあたっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあたっては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること等の条件を満たすものです。
- （注4）農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画（農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画）に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- （注5）個別法（略称）は次のとおりです。
持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法、みどりの食料システム法
- （注6）金利は令和5年3月20日現在のものです。

将来の農地や建物・機械などの取得に備えて 自己資金を確保したい

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを税制面で支援します。

【問い合わせ】 東北農政局岩手県拠点（☎019-624-1125）

【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械・施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。

※ この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳（複式簿記による記帳が原則。個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳でも可。）し、**青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出が必要）**をする必要があります。

※ 圧縮記帳とは、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を**必要経費（損金）**に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

【活用例】 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合

：積み立てた準備金

注：積み立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象になります。



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）



農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

伐採した針葉樹を有効活用したい

■針葉樹の小口買い取り

松くい虫被害木や地域資源の有効活用を促進させるため、針葉樹を対象に小口での木材買い取りを行います。

【買い取り対象】 市内で伐採した針葉樹（間伐材、屋敷林を伐採した木、松くい虫被害木など）

【木材搬入受け入れ日時】 市ホームページおよび広報はなまきでお知らせします。

【木材搬入場所】

中根子ステーション [花巻市中根子字式拾貳神明4-10]

大迫ステーション [花巻市大迫町大迫第1地割4]

三郎堤ステーション [花巻市幸田第8地割408-1]

【買い取り単価】 花巻市森林組合にお問い合わせください。

※間伐材や森林経営計画材等で、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく事業者認定を受けた場合は買い取り単価が高くなります。

【問い合わせ】 花巻市森林組合（☎0198-41-4555）

●手続きの流れ

Step
1

登録申込書を花巻市森林組合に提出。登録証の交付を受けます。



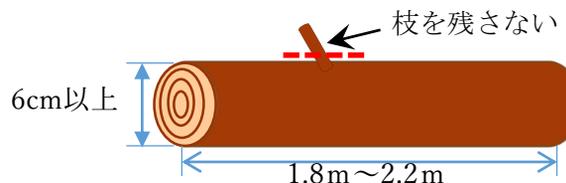
Step
2

伐採届を花巻市農村林務課に提出。適合通知書等を受け取ります。



Step
3

伐採した針葉樹と①登録書
②適合通知書等③一般木質
バイオマスの証明書-を上
記搬入場所に持ち込みます。



Step
4

花巻市森林組合から代金を受け取ります。

産業支援の制度を利用したい

農業者等による6次産業化の取り組みや中小企業者の競争力の強化を行う場合は、他関係機関が担当する事業の活用も可能です。

■産業支援関係（中小企業事業者用）

●企業競争力強化支援事業補助金

地域における経済の活性化と産業構造の高度化、雇用の安定確保を図るため、付加価値創造や新製品・新技術の開発に対し支援します。

事業名	補助対象経費
共同研究開発事業	共同研究開発経費および実施に直接要する経費
ブランド化推進（パッケージ等デザイン）事業	ブランド要素を強化して、競合企業、製品、サービスとの区別性を明確にするための企画費、デザイン費
販路拡大事業	製品、商品の販路拡大に向けた広報物制作費、電子商取引サイト構築費（ホームページ制作および印刷製本費は除く）、翻訳費

【補助率・補助上限額】 2分の1・上限25万円

【問い合わせ】 花巻市商工観光部商工労政課（☎0198-41-3536）

困ったときは

ご紹介した各種支援策についてご質問などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせの際に、活用ガイドのページ番号と事業名をお知らせいただくとスムーズです

名 称	住 所 電話番号
花巻市農林部 農政課	花巻市野田335-2 ☎0198-23-1400
花巻市農林部 農村林務課	花巻市野田335-2 ☎0198-23-1400
花巻市大迫総合支所 地域振興課産業係	花巻市大迫町大迫2-51-4 ☎0198-41-3122
花巻市石鳥谷総合支所 地域振興課産業係	花巻市石鳥谷町八幡4-161 ☎0198-41-3442
花巻市東和総合支所 地域振興課産業係	花巻市東和町土沢 8 区60 ☎0198-41-6512
花巻市農業委員会 事務局	花巻市野田307-2 ☎0198-24-7911